

平成18年度第4回岐阜県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催日時 平成19年3月14日(水)
13時30分～14時45分

2. 開催場所 水産会館 第3会議室(2F)

3. 委員の定数 13名
出席委員 11名

漁業者代表: 太田 嘉俊 神谷 清 桂川 善彦
萩永 茂生 奥村 義男
遊漁者代表: 安藤 幸道 渡辺 澄子
学識経験者代表: 川合 千代子 吉村 朝之 駒田 格知
寺嶋 昌代

4. 審議事項 議第12号 岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程の改正について
議第13号 揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外申請
について
協議事項第1号 「滞留する天然遡上アユの再放流事業」の事前協議について

5. 議事の経過

【開会宣言】

会長: 本日は、年度末のご多忙の中、多くの委員にご出席いただきましてありがとうございます。只今から、平成18年度第4回の内水面漁場管理委員会を開催します。本日の議題は、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定の一部改正のほか2件でありますのでよろしくお願いします。
本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。

【出席委員数確認】

松井書記: 本委員会委員定数13名中11名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

【議事録署名者指名】

会長: それでは、本日の議事録署名者に、桂川委員、川合委員を指名いたします。

【議第12号】

会長: それでは、議第12号「岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

後藤書記: 岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第14条の規程に基づき、事務規程を改正するものです。

現在の事務規程では、傍聴に関する規定が設けられていないことから、新たに傍聴規定を加えるものです。

なお、傍聴に関する規定については、近隣の殆どの県の内水面漁場管理委員会

において規定化されています。今回、新たに加える内容については、他県の事務規程も参考に作成いたしております。具体的には、資料 2 ページの新旧対照表をご覧ください。

現行規程の第 13 条に新たに「会議の傍聴」に関する事項を、第 14 条に「傍聴の禁止」に関する事項を加え、これ以降の条項を繰り下げます。

第 13 条「会議の傍聴」の内容は、第 1 項として、会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所を受付簿に記入しなければならない。第 2 項として、会長は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。第 3 項として、傍聴人は、定められた場所において傍聴しなければならない。第 4 項として、傍聴人は、議場において発言し、又は騒ぎ、その他委員会の審議を妨げる行為をしてはならない。第 5 項として、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。第 6 項として、会長は、その指示に従わない傍聴人に退場を命ずることができる。この場合においては、傍聴人は、すみやかに退場しなければならない。といった内容となっています。次に、第 14 条の「傍聴の禁止」については、1. 凶器その他危険な物品を所持する者、2. 酒気を帯びていると認められる者、3. その他議場の秩序を乱すおそれがあると認められる者のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。とする内容とするものです。

なお、この改正については、平成 19 年 4 月 1 日から施行予定としたいと考えております。また、改正した場合の事務規程（案）を資料 2 ページから 5 ページに示してあります。以上、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程の改正について、ご審議を願います。

会 長： 只今、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

ご質問もないようですので、只今から採決を行います。

お諮りいたします。議第 12 号「岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定の一部改正について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員： 【「異議なし」の発言あり】

会 長： ご異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

【議第 13 号】

会 長： 続きまして議第 13 号「揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

後藤書記： 「揖斐川上流域における水産動植物の採捕の禁止」に係る委員会指示について、水産資源の保護・培養に資する調査・研究のための適用除外申請があり、その是非についてお諮りいただくものです。

資料 10 ページをご覧ください。

平成 15 年 3 月に開催された本委員会で「揖斐川上流域における水産動植物の採捕禁止」に係る委員会指示について、調査研究、増殖を図る目的で、当委員会が特に認めるものについては適用除外を認めることとなりました。その際、当委員会の委員でもある駒田先生から、徳山ダム建設に伴って、当該地域の魚類相がどのように変化するのかを調査する目的で、毎年、指示事項の適用除外が申請されています。

なお、禁止区域の範囲については、資料 13 ページにある図のうち、採捕区域と記されている範囲が対象となっています。

委員会指示による禁止区域の設定以来、約 4 年が経過し、この間、徳山ダムでは、ダム本体部の基礎掘削工事、盛立工事、洪水吐工事などが行われ、平成 17 年 11 月に徳山ダム堤体の盛立が完了し、平成 18 年 9 月 25 日より試験湛水が開

始されておりますが、現在の貯水容量は、満水時の約2割程度にとどまっています。今後、平成20年3月31日までに満水位まで上昇させ、同年4月1日より管理に移行する予定となっております。

委員会指示により禁止区域に指定されている範囲は、湛水化による水位変動の影響を受けない区域に当たりますが、湛水化による水位の上昇により、在来の道路の殆どが水没し、禁止区域への接近は困難な状況に、特に西谷、黒谷については、船による接近のみとなっております。

新たに創出される広大な水面、諏訪湖とほぼ同じ面積約13km²の利用については、平成19年4月以降、管理者、行政等のメンバーで協議会を立ち上げ湖面利用計画を策定する予定であり、これに先立ち、地元揖斐川町においては、徳山ダム上流域の環境条例を今3月議会に諮る予定となっており、開発ではなく環境保全を目的に検討を進めることとなる模様です。

昨年3月に開催した本委員会において、委員会指示の適用除外の承認を受けて調査を実施された駒田先生から、当該禁止区域の昨年の調査結果について報告がありましたので、資料に記載させていただきました。

禁止区域の魚類の生息状況については、徳山ダムの試験湛水の開始等により、調査回数が例年よりも少なかったものの、赤谷、西谷共にアジメドジョウ、カジカ、アマゴの生息密度は、昨年度と変化はみられなかった。しかし、禁止区域の指定により、揖斐川塚地区より上流域へ才谷合流部において、アジメドジョウの生息量（密度）が増加しており、この影響が赤谷の上流域へ及ぶものと期待される。また、産卵期のアマゴの姿が多く観察されており、4月以後の動向が注目される。との報告をいただきました。

また、今後も、徳山ダム湛水化によるアジメドジョウ、カジカ等が遡上して禁止区域を含めた上流へどのように移動するかに着目して、湛水による押し上げ移動について調査を実施中とのことであり、来年春の湛水完了に向け、継続して調査を実施したいと、資料11ページから15ページにあるとおり、駒田先生から指示事項の適用除外申請書が提出されております。

調査内容は、これまでの計画と同様、4月1日から来年3月31日までの1年間、使用する漁具は、投網とタモのみで、採捕した魚類は体長測定後、すべて現地にて放流する計画です。

以上、委員会指示による揖斐川上流域の禁漁区に係る適用除外申請の適否についてご審議をお願いいたします。

会 長： 只今事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

吉村委員： 禁止区域を表す標識等の設置はありますか。

後藤書記： 禁止区域の谷の入り口付近や揖斐川本川の道沿いなど5箇所禁止区域を説明する看板を設置しています。

吉村委員： 昨年、禁止区域の範囲内にある谷に入った時に、まだ、道がありましたので、かなり多くの釣り人が入っていました。この地域には、古くからの峠道や林道があり、坂内や福井県側から禁止区域の上流部に入ることができます。現在、この地域は、漁業権もなく、監視員もいないため、禁止区域になっていることを知らない人もいますし、無法地帯になっているように見受けられます。ですから、このような峠道や林道などにも看板の設置を検討してはいかがでしょうか。

後藤書記： ご指摘いただいたことについては、水産課のホームページで禁止区域の範囲等をお知らせしていますし、年に数件ですが、ホームページをご覧になったか方から、当該区域に関するお問い合わせもごさいます。

当該漁場は自由漁場となっておりますが、岐阜県漁業調整規則による禁止されている魚種別の採捕禁止期間、禁止漁具等は遵守していただくかはならない区域です。本来、県が直接管理する水面となるわけですが、地理的な条件等もあり、現在、水資源機構徳山ダム建設所にお願ひし、現場パトロールの業務に併せて、禁止漁法である「毒流し」や、許可漁法である「登り落ち」などによる採捕行為の禁止等について釣り人へ周知徹底を図っていただいております。

実際に、「毒流し」や「登り落ち」が行われていた場合には、水産課へ連絡いただき、対応させていただいております。

なお、将来的には、揖斐川上流域に漁業権を設定し、適正な漁場管理が行われるよう計画しております。

白田事務局長： 地元自治体等において、地域活性化を目指す協議会を作り、その中で、漁業権の設定も考えに入れながら、今後、どのように活用していくのかの検討が始まっています。さらに、今後は、漁協や私も水産課も加わりながら、将来の計画について具体的に検討していくなかで、この禁止区域の今後のあり方についても明らかになってくると考えますし、本委員会の中でも議論していただきたいと考えております。

奥村委員： 直接、管理できる者がいないと無法地帯になってしまうことは、他の地域の例もありますし、やはり、漁業権を設定し、適正に管理する他はないと思います。

白田事務局長： 過去、徳山村漁協が解散後、揖斐川上流漁業協同組合に漁業権を免許していた経緯があります。しかし、管理するとなると人が必要となり、その人件費など、費用的な問題も生じてきますので、このような問題を今後、どのように解決、調整を図っていくのが課題です。しかし、漁協だけでなく、揖斐川町を含め、地域全体として取り組むような方向で総合的に検討してはどうかと考えております。

駒田委員： 平成 10 年以前、この地域は、毒や電気を使う、他県から車で来て出荷するような量を密漁していくといった状況にありました。そこで、当委員会では禁漁区域を設定していただきました。基本的には、水資源機構や県水産課の方が見回ってもらえる地域、目に見える場所については、違法な行為は無くなったと思います。しかし、その地域から徒歩で何時間もかかるような上流域については、今でも密漁をする者はいると思いますが、それはほんの少数の特別な人たちだけだと思います。

アジメドジョウは、委員会指示が出される前の資源量は、最低だったと思いますが、それが、今では増えてきています。これは、「毒流し」や「登り落ち」などの違法な行為が抑制されたためだと考えています。今後、ダムの湛水化によって水位が上昇した際に、禁止区域を始めとする上流の支派川に移動してくれればと考えていますし、これを調査・確認するため、今回、適用除外の申請を出させていただいた次第です。

吉村委員： 禁止区域の中には、非常に深い溪谷もあり、下流から上ってくることは難しいのですが、上流の福井県側からであれば、林道を使って入ることが出来ますので、岐阜県側の林道にでも、禁止区域を表す看板を設置してはどうかと思います。

白田事務局長： 出来る限り、人が通る場所については、看板等で警告をしていきたいと考えます。

会 長： 他にご意見、ご質問もないようですので、只今から採決を行います。
お諮りします。議第 13 号「揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員： 【「異議なし」の発言あり】

会 長： ご異議がないようですので、議第 13 号については原案のとおり決定いたしました。

【協議事項第 1 号】

会 長： 次に、協議事項第 1 号「滞留する天然遡上アユの再放流事業」の事前協議について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

後藤書記： 資料 17 ページをご覧ください。

「滞留する天然遡上アユの再放流取扱要領」（平成 16 年第 1 回委員会決定）により、3 組合から増殖事業としての認定を受けるため、事前協議があったものです。

要領では、汲み上げ再放流を漁業法第 127 条第 1 項に規定する増殖として認定するための条件として、稚アユのそ上が著しく阻害されている場合に限ること。事前に当委員会に汲み上げ再放流の計画について説明されていること。採捕した稚アユが健全に上流域等に放流され、資源の増加に寄与した場合とすること。（具体的には、アユに著しいストレスを与えない採捕の方法であること。）汲み上げ放流量の確認は、組合役員若しくは事務員が立会し、報告の責任を明らかにすることとなっています。

前年度に申請のあった牧田川、根尾川筋、恵那漁業協同組合の実績は、資料の下段に 記載してございますが、牧田川漁協 40kg、根尾川筋漁協 120kg、恵那漁協 569.2kg、という実績となっております。

今回、前年度に引き続き、同じ 3 組合から事前協議書の提出がありましたので、その計画の内容が増殖事業に認定するに十分な内容であるか否かについて、ご審議をお願いします。

なお、資料には、同要領に基づいた手続きの流れが図示してございますので、参考までにご確認願います。

なお、資料中に申請のありました 3 組合からの申請書の写しが添付してありますが、採捕計画については、例年とほぼ同じ内容となっておりますので、簡単に説明させていただきます。

まず、牧田川漁協からの申請です。19 ページをご覧ください。

採捕場所は、昨年と同様、養老町を流れる牧田川の国土交通省第 11 号堰堤付近となります。例年、春から夏に掛けて水位が低下し、さらに、魚道が設置されていないこともあり、遡上時期になると稚アユが堰堤を上がれず滞留してしまいます。この結果、これまでに、カワウ等による捕食や渇水による酸欠死などが問題となっています。

事業期間は、4 月 1 日から 6 月 30 日までとし、採捕方法、輸送方法については、要領に示されているとおり、魚体にダメージを与えないよう、小型のエリを用いて捕獲し、随時 24 ページの地図に示された添付資料の地図に示された上流の再放流場所へ輸送する計画です。なお、採捕予定数量は、1,000kg です。

次に、根尾川筋漁協からの申請です。25 ページをご覧ください。

採捕場所は、昨年と同様、旧真正町の海老堰堤から旧本巣町の山口用水堰堤までの根尾川となります。山口用水堰堤から下流の根尾川は、農繁期になると農業用の取水により、流量の変動が非常に激しく、昨年は、低水位ながら滞筋がつながっていましたが、一昨年は、ほとんど水が流れず、河床の所々に池が点在するような状況となっており、天然遡上する稚アユが堰堤を上がれず滞留し、カワウ

等による捕食が問題となっています。

事業期間は、4月1日から6月30日までとし、捕獲場所は、先に述べた2つの堰堤付近となります。なお、採捕方法、輸送方法については、要領に示されているとおり、魚体にダメージを与えないよう、タモ網や四ツ手網等を用いて捕獲し、畜養の量に応じ、1日に数回、29ページの地図にあるように、上流の再放流場所へ輸送する計画です。

なお、採捕予定数量は、1,000kgです。

続きまして、恵那漁協からの申請です。30ページをご覧ください。

採捕場所は、恵那市の阿木川ダム湖へ流入する阿木川と岩村川のダム湖流入点となります。阿木川の流入点は堰堤となっており魚道が設置されていますが、破損等により魚道機能が低下しており、その機能が十分に発揮されていません。さらに、同様に岩村川の流入点も堰堤となっていますが、魚道自体が無いため、再生産した稚アユが堰堤を上がれずに滞留するなど、上流域の漁業や遊漁に活用されないまま、カワウ等による捕食が目立っています。このため、堰堤下流域に滞留した稚鮎を採捕し、上流域並びに管内河川に再放流することで、ダム湖産アユ資源の有効活用を図ることを目的としています。

事業期間は、4月1日から7月31日までとし、採捕方法、輸送方法については、要領に示されているとおり、魚体にダメージを与えないよう、膝持網、タモ網、四ツ手網、カゴ網等を用いて捕獲し、基本的に毎日、33ページの地図に示された管内の各河川の再放流場所へ輸送する計画です。なお、採捕予定数量は、1,000kgです。

以上、3組合からの事業計画について、増殖事業として適切な内容であるか否かについてご審議をお願いいたします。

会 長： 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見・ご質問などございませんか。

川合委員： 私は、ハリヨの保護活動を行っていますので、増やせる環境を考えながらやっていきたいと考えています。このような取り組みは良いことだと思いますので、がんばっていただきたいと思います。

会 長： 他にご意見、ご質問もないようなので、只今から採決を行います。
お諮りします。協議事項第1号「滞留する天然遡上アユの再放流事業の事前協議について」は、承認することに異議ありませんか。

委 員： 【「異議なし」の発言あり】

会 長： ご異議がないようですので、協議事項第1号については承認することを決定します。

【その他】

会 長： ご意見もないようですので、以上で、議案の審議は全て終了しましたが、せっかくの機会でもありますので、「その他」何かご発言はありますか。

会 長： ご意見もないようですので、これをもちまして本日の委員会を閉会します。
委員の皆様のご協力により委員会がスムーズに閉会することができました。誠にありがとうございました。

平成19年3月14日

会 長



議事録署名者

委 員



委 員

